

茅ヶ崎市集中改革プラン

(平成 19 年度版)

平成 17 年度 ~ 平成 21 年度

平成 20 年 (2008 年) 3 月

茅ヶ崎市

目 次

1 集中改革プラン	
(1) 茅ヶ崎市の行政改革	1
(2) 茅ヶ崎市集中改革プラン	1
(3) 取組事項	2
(4) 取組期間	2
(5) 推進体制	2
2 事務・事業の再編・整理、廃止・統合	
(1) 事務・事業の見直し	2
(2) 行政評価制度について	2
3 民間委託等の推進	
(1) 民間への業務委託等についての取組	6
(2) 指定管理者制度の導入	7
4 定員管理の適正化	
(1) 第3次定員適正化計画	8
(2) 第3次定員適正化計画の概要	8
(3) 第3次定員適正化計画による人件費の抑制効果（概算）	9
(4) 職員数の推移	9
5 給与の適正化	10
6 外郭団体のあり方	
(1) 改革の必要性	11
(2) 今後の取組	12
7 経費節減等の財政効果	13
8 地方公営企業の経営健全化	
(1) 市立病院事業	16
(2) 下水道事業	18

1 集中改革プラン

(1) 茅ヶ崎市の行政改革

本市の行政改革は平成7年に「Simple（簡素）」、「Speedy（迅速）」、「Straight（率直・公正）」の3Sをモットーに「第1次行政改革大綱」を策定し、「市民参加制度の確立」、「行政組織・機構の見直し」、「事務・事業の見直し」、「定員管理の適正化」の4つの重点事項を掲げ、「市民と行政の新しいパートナーシップによるスリムな自治体運営」をめざして取り組んでまいりましたが、「地方分権の推進」、「少子高齢化」、「高度情報化社会」、「国・地方を通じた財政危機」等の課題に対応するため、新たな改革が必要となり、平成15年1月に「市民と行政が協働するスリムな行政経営」を目標に、「第2次行政改革大綱」（平成15年度～平成19年度）を策定しました。

第2次行政改革大綱は改革に取り組む3つの視点「行政主導のサービスから市民志向のサービスへ」、「前例踏襲的な事務執行から評価重視の事務執行へ」、「管理する行政から市民と役割分担する行政へ」と8つの重点事項「情報公開の徹底」、「市民ニーズの把握」、「説明責任の遂行」、「行政評価制度の導入」、「電子市役所の構築」、「民間活力の導入と行政の効率化」、「職員の意識改革と人材育成」、「財政運営の健全化」を定めています。この改革に取り組む3つの視点や改革を進める8つの重点事項に基づき実施計画を策定しています。この実施計画の事項に関し積極的に検討を加え、毎年度1回以上新たな実施事項の追加や見直しを行い、行政改革に取り組んでいます。

また、平成17年4月から進めてきた財政健全化に向けた職員の提案募集、財政健全化プロジェクトチームの設置・取組案の検討のなかでとりあげられた事項も実施計画に加えました。

(2) 茅ヶ崎市集中改革プラン

平成17年3月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）が示され、集中改革プランを平成17年度中に公表することが求められました。

本市では、現在取り組んでいる「第2次行政改革大綱実施計画」、「第3次定員適正化計画」、「茅ヶ崎市立病院経営計画」における事項のなかから新地方行革指針により求められている事項を集約し、定員管理の適正化の数値目標などを掲げ、集中改革プランを作成いたしました。なお、集中改革プランの取組期間中における社会経済状況の変化や第2次行政改革大綱実施計画等の見直しに基づき、集中改革プランの見直しを行います。

(3) 取組事項

集中改革プランの取組事項は次のとおりとします。

- 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- 民間委託等の推進
- 定員管理の適正化
- 給与の適正化
- 外郭団体のあり方
- 経費節減等の財政効果
- 地方公営企業の経営健全化

(4) 取組期間

集中改革プランの取組期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

(5) 推進体制

集中改革プランの推進は、第2次行政改革と同じく、市長を本部長とする「茅ヶ崎市行政改革推進本部」において行うこととします。

2 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

(1) 事務・事業の見直し

新たな行政需要や多様化する市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、行政評価、業務棚卸評価、財政健全化に向けた改善案作成チームの提案を活用し、事務・事業の継続、廃止、休止、終了の方向性を明確化し、また事業手法の変更も含め見直しを進めます。

(2) 行政評価制度について

平成15年度より、事務・事業の「経済性、効率性、有効性、優先性」等の客観的視点をもって評価する行政評価制度を導入しました。また、全ての事務・事業について業務を洗い出し、目標・成果に基づく適正な事務・事業の単位を設定し、行政の役割を明確化する業務棚卸評価を導入いたします。

■集中改革プランに基づく今後5年間の取組

事務事業名 取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
行政評価の活用					
・事務事業評価の活用(平成15年度)	→	→	→	→	→
・業務棚卸評価の活用	→	→	→	→	→
・施策評価導入の検討		→			
・政策評価導入の検討		→			
組織機構の見直し					
・各部局における検討会議の開催	→				
・組織のスリム化、効率化の検討		→			
・組織、機構の改正			→		
インターネットを利用した申請、届出制度の導入					
・電子入札システムの導入 指名業者登録、工事請負入札の施行 物品契約入札の施行、工事請負入札 の本格稼働 全ての入札の本格稼働	→	→	→	→	→
・公共施設予約システムの構築 生涯学習公共施設の予約受付			→	→	→
・住民票等の交付申請受付			→	→	→
福利厚生事業の見直し					
・宿泊補助事業及びレクレーション事業等の 見直し			→	→	→
勤務体制の見直し					
・勤労市民会館の夜間管理業務			→	→	→
・学校給食共同調理場のボイラー業務			→	→	→
各種事務・事業の見直し及び廃止					
・官庁速報の購読廃止	→				
・敬老祝金贈呈事業の見直し	→				
・市勢要覧の作成廃止	→				
・4色カラー広報紙の廃止	→				
・公衆浴場入浴利用券の交付の見直し	→				

事務事業名	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	・清掃業務委託契約事務の統合	→				
	・生きがいふれあいバス事業の開始 (平成18年度修正)			→		
	・市役所本庁舎の食堂の廃止及び事務室の設置 (平成18年度追加)			→		
	・じんかいい收集車のごみ收集コースの見直し (平成18年度追加)			→		
	・市職員及び教職員に対する表彰記念品の廃止 (平成18年度追加)		→			
	・高齢者世帯等に対する昇降機設置費助成事業の廃止 (平成18年度追加)	→				
	・高齢者世帯等に対する住宅改良相談事業の廃止 (平成18年度追加)	→				
	・採用試験時の身体検査の公費負担の廃止 (平成18年度追加)	→				
	・農地所有者による家庭菜園開設の推進 (平成18年度追加)			→		
	・生活保護被保護者に対する就労支援の充実 (平成18年度追加)			→		
	・結核住民検診の実施方法の見直し (平成19年度追加)			→		
	・職員採用試験のあり方の見直し (平成19年度追加)			→		

■これまでの取組(平成11年度～平成16年度)

年度	取組事項	効果額
11	休日急患センターの診療時間の見直し	1,330万円
	基本健康診査の個人負担の見直し	1,570万円
	監査委員行政視察の見直し	21万円
12	聴覚障害者用電話ファックス等付加使用料助成事業の廃止	5万円
	焼却炉運転管理業務に従事する職員の交替勤務の廃止	300万円
	不燃ごみの前処理業務委託の廃止	2,425万円
13	公民館運営審議会連絡協議会委員の報酬の廃止	70万円
	「ちがさき市議会だより」仕様書の見直し	43万円
	給与異動データ作成委託の廃止	18万円
14	ごみ収集体制の見直し	918万円
	広域行政の推進(寒川町のごみの受け入れ)	18,264万円
	不在者投票システムの導入	180万円
15	交際費の縮減	304万円
	刊行物等送付の廃止	67万円
16	府内净書(清書)業務の廃止	141万円
	大量定型事務(登記済通知書の事務処理)の嘱託職員化	742万円
	生活保護世帯等に対する一時手当支給事業の見直し	299万円

3 民間委託等の推進

(1) 民間への業務委託等についての取組

第2次行政改革大綱の重点事項である「民間活力の導入と行政の効率化」に基づき、行政評価、業務棚卸評価を活用し、行政自らが担う役割を重点化し、民間事業者等のノウハウや経営能力を活用する中で、スリムな行政執行体制を構築します。

■集中改革プランに基づく今後5年間の取組

事務事業名 取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
PFI手法の活用					
・事業手法の調査、検討	→				
・ガイドライン、指導指針の策定		→			
・指針に基づく取組			→		
行政関与のあり方に関する基準の策定					
・研究、検討	→				
・基準の策定		→			
・基準に基づく取組			→		
情報システムの維持管理等に関する民間活力の活用					
電子計算機、庁内ネットワークシステム、情報機器管理運営の委託					→
各種業務の委託化					
・資源物の収集運搬業務 (平成18年度修正)					→
・ごみの処分業務					→
・道路の管理業務					→
・下水道の管理業務					→
・図書館の窓口業務					→
・公園の管理業務					→
・保育園の公設民営化の検討					→
協働による事業の推進(平成19年度追加)					
・行政提案型協働推進事業の実施					→
・市民提案型協働推進事業の実施					→
・違反屋外広告物除却協力員制度の導入					→

備考 各種業務の委託化は、それぞれの業務ごとに記載する年度から、段階的に進めることを示しています。

■これまでの取組(平成11年度～平成16年度)

年度	実施事項	効果額
11	茅ヶ崎市心身障害児通園施設(つつじ学園)における用務員等の業務を民間委託した。	2,350万円
14	茅ヶ崎市立病院の病棟医事業務を民間委託した	—
	ごみ焼却処理施設運転管理業務のクレーン部門を民間委託した	—
15	地域のボランティアに公園等の清掃・除草及び草花の植栽をお願いした。	354万円
16	ペットボトルの中間処理(圧縮・梱包)を委託した	1,232万円

(2) 指定管理者制度の導入

指定管理者制度は、公の施設の管理主体が、これまでの公共団体、公共的団体、出資団体に限定されていた管理委託制度に変わって、幅広く民間事業者、N P O 法人等を含む団体を指定管理者として指定し、公の施設の管理を代行させることができる制度です。

平成17年7月に「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」を定め、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応し、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、指定管理者制度の導入を進めます。

施設の名称	年度 施設数	施設数	17年度 導入	18年度 導入	19年度 導入	20年度以降の 導入を検討
地域集会施設	8	8				女性センター 勤労市民会館 斎場 青少年会館(2館) 総合体育館 児童クラブ(2施設) スポーツ広場多目的 球技場・庭球場 等
市民活動サポートセンター	1	1				
市民文化会館	1			1		
美術館	1			1		
自転車駐車場	9			9		
駐車場	3			3		
福祉会館	1			1		
心身障害児通園施設	1			1		
ふれあい活動ホーム	3			3		
老人憩の家	3	1		2		
ケアセンター	3	3				
老人福祉センター	1	1				
児童クラブ	8	5		3	2	
子どもの家	5	5				
茶室・書院	1			1		
体育施設	6			6		
体育館	1			1		
屋内温水プール	1			1		
合 計	59	24	33	2		

4 定員管理の適正化

(1) 第3次定員適正化計画

平成9年度から平成13年度までの5年間を計画期間とする第1次定員適正化計画及び平成14年度から平成18年度までの5年間を計画期間とする第2次定員適正化計画のそれぞれの計画に基づき適正な定員管理を行ってきましたが、非常に厳しい財政状況の下で、さらに効率的・効果的な行政経営に向けての取り組みが必要となっています。行政自らが担う役割を重点化したなかで、人件費の抑制をさらに推進していくことが避けられない状況にあります。

平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間とする、第3次定員適正化計画に基づき、定員管理の適正化を図り、効率的・効果的な行政経営を目指します。

(2) 第3次定員適正化計画の概要

計画の期間

平成18年度から平成22年度までの5年間

減員目標職員数

平成17年4月1日現在の職員数1,841人（教育長を含む。）の6.03%
111人を減員する。

計画の範囲

一般行政部門、特別行政部門及び公営企業等部門のすべての部門とする。

減員の手法

次に掲げる事項を積極的に行っていきます。

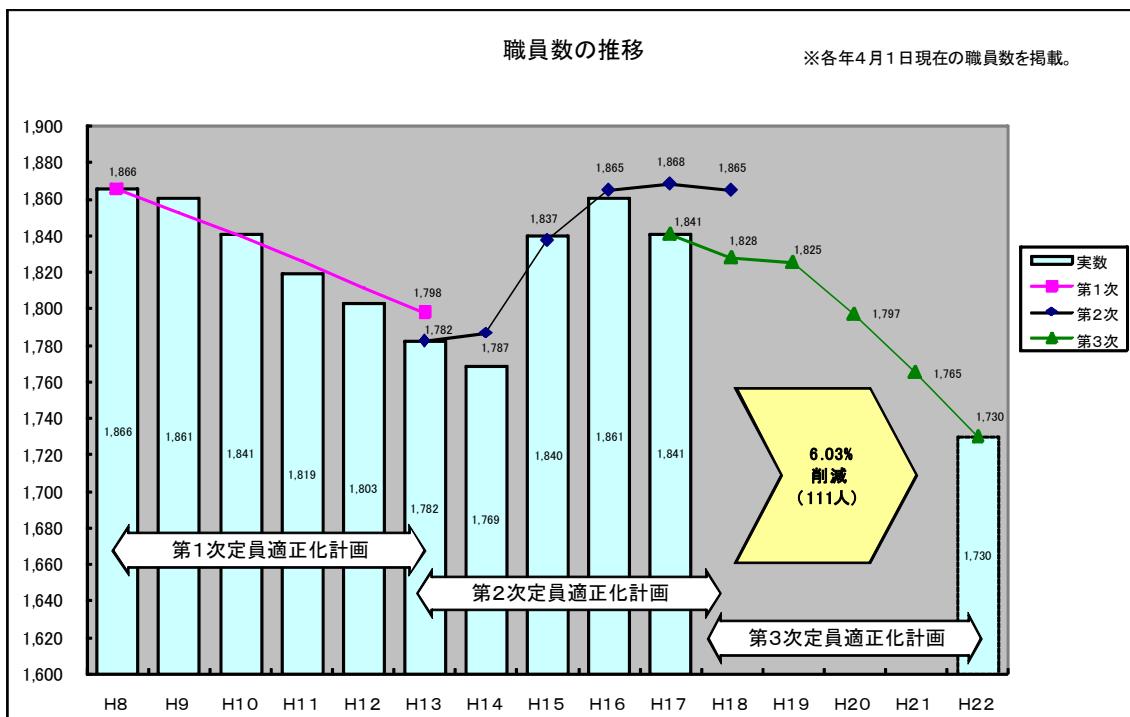
- (1) 「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針」の推進
- (2) 協働の推進
- (3) 簡素で効率的な組織づくり
- (4) 民間活力の導入
- (5) 臨時職員制度及び非常勤嘱託員制度の活用
- (6) 再任用職員の活用
- (7) 任用制度の弾力化
- (8) 技能労務職員のスリム化
- (9) 任期付採用制度及び任期付短時間勤務制度の活用

(3) 第3次定員適正化計画による人件費の抑制効果(概算)

単位：万円

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
推計効果額	11,700	14,400	39,600	68,400	99,900	234,000

(4) 職員数の推移



第2次定員適正化計画の期間中に、新市立病院の全面開院及び消防署小出救急小隊の設置に伴う必要な職員を配置しました。市立病院及び消防の職員数の推移は、次のとおりです。

部門	13年(A)	14年	15年	16年	17年(B)	増減(B-A)
市立病院	329	320	400	421	426	97
消防	220	219	220	230	231	11

備考 各年4月1日現在の職員数を示しています。

5 給与の適正化

本市における給与については、これまで第2次行政改革大綱実施計画に基づき、退職時の特別昇給の廃止、昇給停止年齢の引き下げを実施し、給与の適正化に努めるとともに総人件費の抑制を図ってまいりました。

今後も、国における給与制度改革を見据え、新たな給与制度を構築していく必要があります。

■集中改革プランに基づく今後5年間の取組

年度	取組事項
17	<ul style="list-style-type: none">・諸手当の見直し 市長、助役、収入役、教育長の扶養手当の廃止 管理職手当の支給額の5%の減額(平成19年3月まで) 扶養手当の見直し（平成18年度追加） 通勤手当の支給要件の見直し 住居手当の支給要件の見直し・時間外勤務手当の縮減・事務服の貸与の中止
18	<ul style="list-style-type: none">・給与構造改革の導入 給料表の見直し・諸手当の見直し 特殊勤務手当のゼロベースの見直しの検討・人事評価システムによる適正な昇給、昇格制度の検討・任用制度の弾力化の推進
19	<ul style="list-style-type: none">・諸手当の見直し(平成19年度追加) 特殊勤務手当の見直しの実施

■これまでの取組(平成11年度～平成16年度)

年度	取組事項
11	<p>特殊勤務手当を見直した。</p> <p>整理:賦課徴収手当、福祉業務手当、自動車運転手当、 清掃作業手当、深夜業務手当、火葬業務手当</p> <p>廃止:技術手当、病院業務手当、医師手当</p>
15	職員の昇給停止年齢を58歳から56歳に引き下げた。
16	<ul style="list-style-type: none">・市長、助役、収入役、教育長の退職金の減額・国家公務員に準拠し、退職時特別昇給の廃止・市長、助役、収入役、教育長の期末手当の減額・定員・給与等のホームページ等での公表・キャリア開発研修と選択制研修の実施

6 外郭団体のあり方

(1) 改革の必要性

外郭団体は、その時代における社会的な需要を満たすために、市が直接、事業を実施するよりも外部組織に委ねた方がより効率的であるなどの理由から設立され、市の施策と連携しながら、サービスの提供に大きな役割を果たしてきました。

一方、民間事業者・N P Oなど多様な主体も公的分野の担い手として活動するなど、社会経済状況の変化や指定管理者制度導入による影響などを踏まえ、団体の設立趣旨、役割、機能など外郭団体のあり方を見直す必要が生じています。

■茅ヶ崎市の外郭団体

N0	団体の名称	設立年月
1	茅ヶ崎市土地開発公社	昭和49年 7月31日
2	(財)茅ヶ崎市都市施設公社	昭和57年 2月10日
3	(財)茅ヶ崎市文化振興財団	平成 8年 4月 1日
4	(財)茅ヶ崎市学校建設公社	昭和48年 5月15日
5	(社福)茅ヶ崎市社会福祉事業団	平成 5年 4月 1日
6	(社福)茅ヶ崎市社会福祉協議会	昭和53年12月12日
7	(社団)茅ヶ崎市シルバー人材センター	平成 2年10月 1日

(2) 今後の取組

外郭団体の設立趣旨や役割、機能などについて、現在の社会経済状況に照らし、公益性、効率性などの観点から検証する必要があります。また、外郭団体は本来独立した主体であることから、自主的かつ自立的な経営基盤を確立することが望されます。

17年度以降、各団体は自主的かつ自立的に経営基盤の改善に取り組むとともに、市は外郭団体のあり方などについて基本的な考え方を示すこととします。

■集中改革プランに基づく今後5年間の取組

年度	取組事項
17 ↓	1 茅ヶ崎市土地開発公社 「茅ヶ崎市土地開発公社経営健全化計画」(平成18年度～平成25年度)を策定 ・「5年以上保有土地の簿価総額の縮減」、「代替地の有効活用」、「計画的な用地取得及び処分」に取り組む。

年度	取組事項
17)	<p>2 (財)茅ヶ崎市都市施設公社 「茅ヶ崎市都市施設公社改善計画」を策定 ・平成16年度を基準年度として、平成19年度までの3ヶ年の経営改善計画を策定し、経費削減を目標として経営改善を進める。 ・平成19年8月に定めた「外郭団体見直し基本方針」に基づき、より一層の効果的かつ効率的な経営体制の確立を図る。（平成19年度追加）</p> <p>3 (財)茅ヶ崎市文化振興財団 ・役員の削減及び運営費補助金の見直しによる経費節減に取り組む。 ・平成19年8月に定めた「外郭団体見直し基本方針」に基づき、より一層の効果的かつ効率的な経営体制の確立を図る。（平成19年度追加）</p> <p>4 (財)茅ヶ崎市学校建設公社 ・学校施設等保有財産を市が買い取るなどの事業の整理を進める。</p> <p>5 (社福)茅ヶ崎市社会福祉事業団 ・役員の削減及び運営費補助金の見直しによる経費節減に取り組む。 ・平成19年8月に定めた「外郭団体見直し基本方針」に基づき、より一層の効果的かつ効率的な経営体制の確立を図る。（平成19年度追加）</p> <p>6 (社福)茅ヶ崎市社会福祉協議会 ・運営費補助金の見直しによる経費節減に取り組む。</p> <p>7 (社団)茅ヶ崎市シルバー人材センター ・役員の削減及び運営費補助金の見直しによる経費節減に取り組む。</p>

■これまでの取組(平成11年度～平成16年度)

年度	取組事項
12	<p>・茅ヶ崎市土地開発公社 「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」（平成13年度～平成17年度）を策定 「保有土地の簿価総額の縮減」、「5年以上保有土地の簿価総額の縮減」、「供用済土地の解消」、「民間への売却実施」、「総合的土地対策の推進」を目標とする、平成17年度までの5ヶ年計画で抜本的な経営健全化に取り組んでいる。</p>
16	<p>・(社福)茅ヶ崎市社会福祉協議会 評議会役員の削減 理事会等の役員体制の見直しを行い、平成17年1月に評議会役員数を9名削減 ・県の市町村研修センターが主催する研究会に参加し、茅ヶ崎市をモデル都市とした公の施設及び自治体出資団体のあり方についての研究報告を行った。</p>

7 経費節減等の財政効果

厳しい財政状況のなか、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、徹底した歳出削減や歳入確保を図り、行政課題を迅速かつ柔軟に対応できるよう、財政の健全化に取り組みます。

■集中改革プランに基づく今後5年間の取組

事務事業名 取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
補助金の見直し ・「補助金の見直し方針」に基づく補助金の見直し					→
経常的経費の見直し ・予算枠配分制度の実施					→
新たな自主財源確保への取組 ・ホームページ、広報紙への広告掲載 ・コミュニティバス車体への広告 ・その他の媒体への広告掲載					→
定員管理の適正化 ・第2次定員適正化計画の見直し ・第3次定員適正化計画の実施	→				→
財政健全化に向けた取組 ・財政健全化に向けた職員の提案募集、財政健全化プロジェクトチームによる検討 ・財政健全化に向けた職員の提案募集		→			→
徴収率向上の取組 ・市税の滞納整理体制の強化 ・休日の戸別訪問、電話催告の強化		→			→
使用料及び手数料の額及び減額免除の見直し ・調査、分析 ・基準の策定 ・府内整理、団体との調整 ・使用料、手数料の額の改定	→	→	→	→	
公共施設の長寿命化の推進 ・指針の作成 ・指針に基づく取組	→				→
特別会計への繰出金の見直し ・中期財政見通しに基づく特別会計の計画的な健全経営の実施					→

事務事業名	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
今後の公共施設のあり方に係る検討 (平成18年度追加)	・公共施設整備・再編計画の策定 ・公共施設整備・再編計画の推進			→		→
海岸の市有地活用による拠点整備 (平成18年度追加)	・茅ヶ崎海岸グランドプランの策定 ・茅ヶ崎海岸グランドプランの推進		→			→
行政拠点地区公共施設再編整備の推進 (平成18年度追加)	・行政拠点地区公共施設再整備計画の検討 ・行政拠点地区公共施設再整備計画の推進		→		→	
負担金の見直し(平成18年度追加)	・全負担金の調査及び関係課協議			→		
活用予定のない市有地の売却・貸付 (平成18年度追加)	・土地の調査・選定 ・価格の決定及び相手方との交渉・契約				→	
施設敷地内の駐車場の有料化(平成18年度追加)	・収集事務所、清掃事業所及び学校給食共同調理場の通勤用車両の有料化の検討 ・収集事務所、清掃事業所の通勤用車両の有料化の実施			→		→
公立保育園職員の給食費の自己負担額の見直し (平成18年度追加)	・関係課との協議 ・自己負担額の増額	→			→	
大型ごみ収集手数料の見直し(平成18年度追加)	・対象品目、収集運搬方法等の検討 ・特定大型ごみ設定の検討		→	→		
生ごみ処理容器(コンポスト)の助成額の見直し (平成18年度追加)	・助成額の見直し				→	
ごみ処理の有料化(平成18年度追加)	・ごみ処理基本計画の策定 ・資源物収集方法の整理 ・ごみ処理の有料化の検討		→	→	→	

事務事業名 取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
放置自転車等の移動保管料新設(平成18年度追加) ・移動保管料の設定に向けた検討			→		
講座等の資料代の有料化(平成18年度追加) ・検討会議開催及び基準の策定 ・基準に則った有料化の実施		→		→	
新たな施設の建設設計・工事など投資的経費の削減 (平成18年度追加) ・業務棚卸評価の実施 ・総合計画第4次実施計画の策定 ・総合計画第5次実施計画の策定		→	→	→	
固定資産税の償却資産課税客体の適正把握 (平成18年度追加) ・税務署との協議 ・法人税資料の閲覧の実施	→	→			
集積場所に排出された資源物の持ち去りの禁止 (平成18年度追加) ・資源物の持ち去り防止の検討 ・広報紙による周知 ・集積場所への禁止プレートの掲示	→	→	→	→	
長期継続契約による委託料の削減(平成18年度追加) ・長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の施行 ・条例による取組の実施		→		→	
土地開発基金の廃止の検討(平成19年度追加) ・土地開発基金の廃止の検討 ・廃止に向けての調整		→	→	→	
特定目的基金の新設の検討(平成19年度追加) ・特定目的基金の新設の検討 ・新設に向けての調整		→	→	→	
予防接種自己負担額の見直し(平成19年度追加) ・高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担額の見直し				→	→
事業系ごみの一般廃棄物処理手数料の見直し (平成19年度追加) ・手数料体系の調査・検討 ・手数料改定案の策定		→	→		

■これまでの取組(平成11年度～平成16年度)

第1次行政改革及び第2次行政改革の取組における効果額

	年度	経費節減面及び財源確保面における効果額
第1次行政改革	11	60,428万円
	12	40,939万円
	13	32,725万円
	14	73,737万円
第2次行政改革	15	4,703万円
	16	31,707万円

8 地方公営企業の経営健全化

(1) 市立病院事業

市立病院では、医療環境の変化や市民の医療ニーズへの的確な対応、さらには他の医療機関との役割分担や連携に基づいて効率的な病院運営を進めるため、平成16年7月に「茅ヶ崎市立病院経営計画（平成16年度～平成20年度）」を策定し、計画期間の中間年となる平成18年度に見直しを行いました。この見直し後の計画に基づき病院機能のより一層の充実強化と経営改善に取り組みます。

■集中改革プランに基づく今後5年間の取組

取組事項	内 容
医業収益の確保	診療報酬の改定等に迅速に対応し、適正な請求を徹底とともに、病床の有効な活用を図り、医業収益の確保に努める。
病床利用率の向上	病院全体のベッドコントロールを一元的に行い、さらに病床の有効利用を図る。
在院日数の短縮・適正化	クリニカルパス（標準的診療過程予定表）を積極的に推進しながら、計画的な診療を行うとともに、他の医療機関や保健・福祉との連携を図りながら入院期間の短縮・適正化を推進する。
「女性専門外来」の開設	女性医師が女性患者を診察する「女性専門外来」を開設できるよう努力する。
患者満足度調査と待ち時間調査の継続的実施	問題点の抽出とその改善を図るため、患者満足度調査と待ち時間調査を継続的に実施する。
病院機能評価の認証取得	質の高い医療を効率的に提供していくための組織体として、医療機関の機能充実・向上を図ることを目的に「病院機能評価」の認証を取得した。

取組事項	内 容
健康管理センターの業務拡大 (平成18年度追加)	市民の健康維持に積極的に関わるため平成19年4月から人間ドックを平日のほか毎月の第2土曜日及び第4土曜日に実施するとともに、予防医学の観点から医師による公開講座を開催する。
未収金回収の取組の強化 (平成18年度追加)	診療費未払い患者に対して、督促通知、コンビニエンスストアでの納付及び訪問徴収を実施するとともに、民事訴訟法に基づく法手続による回収やクレジットカード払いの導入について検討する。
一般会計繰入金の削減 (平成18年度追加)	繰出基準に基づく建設改良費の2分の1の繰入金を留保資金の活用により、一般会計の負担軽減に努める。
がん治療の充実 (平成18年度追加)	放射線治療を行う装置(リニアック)を導入し、平成19年4月から治療を開始する。

■これまでの取組(平成11年度～平成16年度)

取組事項	内 容
各種業務の民間委託の推進	医業事務、清掃・警備業務、医療廃棄物処理等を民間委託した。
院内物流代行管理の導入	平成12年度に物品の定数管理の徹底、適正な管理供給体制を図るため院内物流代行管理を導入した。
未利用財産の売却	平成15年度に医師公舎の跡地を売却した。
開放型病院としての地域医療連携の積極的推進	平成15年度に「開放型病院」として、地域の登録医との共同診療をスタート(優先病床数:5床)し、高度医療機器やベッドを利・活用しながら地域医療機関との緊密な連携による医療サービスの提供に努めた。

(2) 下水道事業

建設、維持管理に多額な費用を必要とする下水道事業の推進について、効率的な事業運営を図り、計画的な財源の確保と公平な受益者負担を進めるなどの経営健全化に取り組みます。

■集中改革プランに基づく今後5年間の取組

取組事項	内 容
公共下水道の未接続世帯に対する水洗化の推進	公共下水道の未接続世帯を調査し、水洗化を推進することにより、財源の確保を図る。
下水道使用料の過年度滞納者への対応	これまでの取組に加えて、滞納額を一括表示した納付書を黄色の封筒で送付し、注意喚起することで納付を促す。
下水道使用料の額の適正化	平成17年度に下水道使用料の額を改定いたします。今後も3年ごとに見直しを行います。
地方公営企業法に基づく財務規定等の適用への調査研究(平成19年度追加)	平成20年度から経営状況の透明性の向上及び説明責任が果たせる経営基盤の確立を目的に庁内プロジェクトを組織し、調査研究を進めます。

■これまでの取組(平成11年度～平成16年度)

取組事項	内 容
下水道使用料の過年度滞納者への対応	下水道使用料の過年度滞納者に対して、催告納付書を送付し、土日及び祭日に戸別訪問、電話催告を実施した。

平成18年(2006年)3月 集中改革プラン	発行
平成19年(2007年)3月 集中改革プラン平成18年度版	発行

茅ヶ崎市集中改革プラン 平成19年度版

平成20年(2008年) 4月発行 200部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部行政管理課

253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111(代表)

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>